

陸上自衛隊函館駐屯地業務隊長から、亀田射撃場の使用について、次のとおり通知があった。

令和7年6月30日

函館市長 大 泉 潤

1 使用場所

陸上自衛隊亀田射撃場（函館市東山町122番地の1）

2 使用日時

(1) 使用する日

令和7年7月1日から7月3日まで、7月7日から7月11日まで、7月15日から7月18日まで、7月23日および7月25日

(2) 使用する時間

午前8時から午後5時まで